

議案第 1 1 8 号

前橋市手数料条例の改正について

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市手数料条例の一部を改正する条例

前橋市手数料条例（昭和 5 1 年前橋市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 固定資産課税台帳、土地・家屋名寄帳、地籍図又は土地家屋現況図の閲覧の項の次に次のように加える。

航空写真、航空写真地籍図又は航空写真土地家屋現況図の閲覧	3 5 0 円	同
------------------------------	---------	---

別表第 1 地籍図又は土地家屋現況図の交付の項の次に次のように加える。

航空写真、航空写真地籍図又は航空写真土地家屋現況図の交付	3 5 0 円	同
------------------------------	---------	---

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。